

小学校教諭一種免許状

2019年度以降の入学者

(1) 免許状取得に必要な最低修得単位数

免許法第5条別表第1の規定による所要資格と「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は以下のとおりです。

なお、一種免許状の取得には「大学を卒業する(「学士」の学位を有すること)」が必要です。

免許状の種類	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目
		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	
小学校教諭一種	30単位	10単位	10単位	7単位	2単位

● 大学が独自に設定する科目とは ……

- ① 「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えた余剰分
 - ② 「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えた余剰分
- 上記①②を合計したものが「大学が独自に設定する科目」の単位数です。

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目					
各科目に含めることが必須な事項	最低修得単位数	科目名	学修方法	単位数		備考	
				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目							
教科に関する専門的事項	30	国語(書写を含む。)	国語(書写を含む)	T		2	教科に関する専門的事項より、5教科・10単位以上選択必修
		社会	社会	T		2	
		算数	算数	T		2	
		理科	理科	R		2	
		生活	生活	T		2	
		音楽	音楽 A	SR		2	
			音楽 B	SR		2	
		図画工作	図画工作 A	SR		2	
			図画工作 B	SR		2	
		家庭	家庭	SR		2	
		体育	体育 A	SR		2	
	体育 B	SR		2			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		外国語	初等外国語(英語)	T	2		
		国語(書写を含む。)	初等国語科指導法	ST	2		
		社会	初等社会科指導法	SR	2		
		算数	初等算数科指導法	ST	2		
		理科	初等理科指導法	ST	2		
		生活	初等生活科指導法	ST	2		
		音楽	初等音楽科指導法	SR	2		
		図画工作	初等図画工作科指導法	ST	2		
		家庭	初等家庭科指導法	SR	2		
		体育	初等体育科指導法	SR	2		
外国語	初等外国語(英語)指導法	ST	2				
合計	30	合計			22	24	

(3) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目				
各科目に含めることが必要な事項	最低修得 単位数	科目名	学修 方法	単位数		備考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目						
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	T	2		
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	SR	2		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度	T	2		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	T	2		旧科目名: 発達心理学1
		発達心理学2			—	廃止
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	T	2		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育	T	2		
	教育課程論	T	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の理論と方法	ST	2		
総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		
特別活動の指導法		教育の方法と技術(情報通信技術の活用含む。)	T	2		旧科目名: 教育の方法と 技術
教育の方法及び技術						
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	T	2		
生徒指導の理論及び方法		教育相談	T	2		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実践に関する科目						
教育実習(事前・事後指導を含む。)	5	教育実習指導【小学校】	SR	1		
		教育実習【小学校】	S	4		
教職実践演習	2	教職実践演習(小・中・高)	SR	2		
合計	27	合計		31	0	

(4) 免許法施行規則第 66 条の 6 に規定されている科目

免許法施行規則第 66 条の 6 に規定されている科目は以下のとおりです。
どの校種・教科の免許状を取得するにも必ず必要な科目(単位)です。出身大学(または短期大学)で修得していない場合は、必ず履修する必要があります。

免許法施行規則に定められている科目	本学で開講している科目		
科目区分	科目名	学修方法	単位数
日本国憲法	教育法規(日本国憲法)	T	2
体育	ウエルネス演習	SR	2
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション 1	T	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	メディアコミュニケーション 4	R	2